

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------|---|
| 事務局 | <p>定刻になりましたので、平成30年第4回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中14名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(会長あいさつ)</p> |
| 議 長 | <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番 平山委員、10番 野口委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第21号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第21号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号11番 土地の所在は、国東町中田字■■■■番地、地目が田、面積は1,294㎡です。渡人は、島根県出雲市の■■■■さん(■■歳)、受人は、国東町中田の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は県外在住により管理が出来ないためと、受人は経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号12番 土地の所在は、武蔵町吉広字■■■■番地■■、地目が畑、面積は396㎡です。渡人は、杵築市大字杵築の■■■■さん(■■歳)、受人は、武蔵町吉広の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は隣接する宅地の売却に伴い、当該農地に侵入できなくなるためと、受人は宅地と同時に購入し、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請番号11番、12番について事務局から説明がありました。ご質問やご意見はございませんか。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ご質疑はございませんか。</p> <p>ご質疑が無ければ、申請番号11号、12号一括して採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第21号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第22号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号1番 土地の所在は、国東町浜字■■■■番地■■、地目が田、面積は87㎡です。申請人は国見町小熊毛の■■■■さん(■■歳)です。申請事由につきましては、持家がないので、当該農地に住居を新築するためです。申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、農地の連たん性もない極めて小規模な農地であるため、第2種農地と判断いたしました。</p> |
| 議長 | <p>農地法第4条の規定による農地転用許可申請は、申請番号1番のみです。説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>ご質疑が無ければ、申請番号1号、の採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第22号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて、議案第23号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第23号 農用地利用集積計画について、ご説明申し上げます。利用権の設定が、総数が147筆で176,653㎡、内訳として、田が142筆で168,836㎡、畑が5筆で7,8</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>17㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が91筆で108,855㎡、更新設定は、総数が56筆で67,798㎡となっています。詳細につきましては、資料の3ページから10ページをご確認ください。</p> <p>議案第23号 農用地利用集積計画について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第23号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員一致で議案第23号 農用地利用集積計画については、承認されました。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>次に、議案第24号 農用地利用配分計画（農地中間管理事業分）について、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、議案第24号 農用地利用配分計画（農地中間管理事業分）について、ご説明申し上げます。</p> <p>配分計画総数が、全て田で48筆、52,099㎡となっています。詳細については、資料の11ページから、14ページをご確認ください。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>議案第24号 農用地利用配分計画（農地中間管理事業分）について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第24号 農用地利用配分計画（農地中間管理事業分）について、提案どおり承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>議案第24号は、全員一致で承認されました。</p> <p>議案については、以上であります。</p> <p>報告事項について、事務局よりお願いします。</p> <p>農地変更届けについて報告します。</p> <p>土地の所在が、国東町中田字 [REDACTED] 番地、地目は田で面積が629㎡です。内容につきましては、20cmほど埋め土をして、ビニールハウスを建て、椎茸のホダバとして使用することです。</p> <p>変更届が出されていますが、変更届けと転用申請の境は、全国的に見て一般的な数値があります。1メートル以上の埋め土をする場合、また面積が1,000㎡を超える場合、また変更し、農地として使用できない期間が3カ月を超える場合につきましては、一時転用として転用申請の必要があります。</p> <p>今回については、埋め土が20cmで、面積が629㎡、期間も3カ月未満ということでしたので、農地変更届けを提出してもらいました。 以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>報告事項ですが、ご質疑がございますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑が無いようなので、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p> <p>議長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p> |

